

概要

南島原市職員が収賄容疑の疑いで逮捕された件について、担当課（防災課）から説明
当事者逮捕日 令和5年11月10日

逮捕容疑 収賄の疑い

対象案件 防災行政無線施設機能拡充等整備工事調査設計業務委託
発注部署 総務部防災課
契約の方法 随意契約（1者見積）
契約日 令和3年10月27日
工期 令和3年10月27日から令和4年3月25日
請負額 6,215,000円

委員の意見

- ・地理的な優位性というものは工期に影響する場合があります。それをどのように判断するかというのはあると思います。それをきちんと対外的に説明出来るようにしないといけない。
- ・工期についても、どうしてもその工期内で仕上げなければならない場合もある。安易に特命随意契約にせず、理由を固めてきちんと説明出来るようにしなければならない。
- ・コストのメリットでどのくらい安価になるのかとか、工期がどの位短くなるのかと、具体的根拠がないといけない。総合的に判断したと言われても数字で表す必要がある。
- ・これまでずっと特命随意契約を行ってきたとしても、他の業者から見積書をとって比較する必要もあるのではないか。そうしないと現在契約している金額の妥当性が説明できない。
- ・基本は入札である。随意契約にするなら、なぜ入札に出来なかったかそれなりの理由が必要となる。
- ・特命随意契約とするための根拠として他の業者に見積をもらった方が良いではないか。
- ・過去にも同様の事件があったので、随意契約を確認する体制を厳格化した方が良い。
- ・特命随意契約については、入札の透明性から、一定額以上は公表を考えた方がいいのではないか。そうすれば職員も客観性を持って特命随意契約の理由を書くようになる。